

地方自治法第199条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月24日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 土井 一 朗
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 赤 間 しづ江

定期監査報告書

1 監査の概要

本監査は、宮城県後期高齢者医療広域連合監査基準に則り実施した。

(1) 監査の種類

令和4年度宮城県後期高齢者医療広域連合定期監査

(2) 監査の対象

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの期間における宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況

(3) 監査の実施日

令和4年8月22日から同年11月28日まで

(4) 主な実施内容

監査の対象とした財務に関する事務の執行について、広域連合の事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、広域連合の事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、監査を執行する中で見受けられた改善又は検討を要する事項については、広域連合事務局に対してその内容を示し、適正な事務執行に努めるよう要望した。